

七尾市和倉地区景観協定書

平成26年4月

(平成28年6月改定：協定区域変更)

(平成30年8月改定：協定区域変更)

(令和元年6月改定：協定区域変更)

七尾市和倉地区景観協定運営委員会

はじめに

開湯1200年の歴史を持つ和倉温泉は、能登の観光拠点として古くから賑わい、ピーク時の平成3年には167万人の入浴客で賑わいました。しかしながら、近年は景気低迷や娯楽の多様化により、年間80万人台と低迷し観光産業を中心とした地域経済に大きな影響を及ぼしています。

かつてのような活気ある和倉温泉を創出するため、現代の観光客のニーズに合った、かつ、その土地の魅力を活かしたまちづくりが必要となり、郷土の歴史、文化溢れる地域独自の街並みの形成、温泉街情緒の創出など、魅力ある街の形成を図ることが重要となります。

こうしたなか、和倉温泉らしく格式と温泉情緒ある雰囲気のある創出と質の高い観光や居住の環境形成を図ることを目的に、景観法（平成16年法律第110号）第81条及び七尾市景観条例（平成20年条例第29号）第37条の規定に基づき、七尾市和倉地区景観協定を定めるものです。

「日本一やさしい和倉」を目指すために、和倉らしい自然景観や温泉資源を活かし、人と人との融和やおもてなしのこころをもってまちづくりを行います。

- (1) 住民同士が尊重、融和の心をもって一体となり地域の発展に貢献しましょう。また、観光客にはおもてなしの心をもって接し、明るいまちづくりに心がけましょう。
- (2) 公園や歩道や街路樹などの公共空間等について、積極的に清掃や管理に努め、ゴミ箱などの美観を損なうものの設置は控え、お客様をもてなす空間の維持を図りましょう。
- (3) 歩行者の妨げになる行為は控えましょう。（違法駐車、自転車の放置、その他迷惑となる行為）
- (4) 夜間の街並み景観の演出や、防犯性向上のため、住居、旅館、店舗等の街灯を点灯しましょう。
- (5) 温泉にふれあえる施設の設置に努めましょう。
- (6) 海が見える景観を大切にしましょう。
- (7) バリアフリーに心がけましょう。

七尾市和倉地区景観協定

(目的)

第1条 この協定は、景観法（平成16年法律第110号）及び七尾市景観条例（平成20年七尾市条例第29号）に基づき、第5条に定める景観協定区域（以下「協定区域」という。）内における良好な景観の形成のために必要な基準を定め、国内外から来訪者が集まる温泉街として賑わいを創出するとともに、質の高い観光と居住の環境形成を目的とし、景観法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）、いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び七尾市景観条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この協定は、七尾市和倉地区景観協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は、第5条に定める協定区域内の土地（道路、水路、公園、その他の公共の用に供する土地を除く。）の所有者若しくは借地権者又は建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の所有者の合意により締結する。

(協定の遵守)

第4条 この協定を締結したもの（以下「協定者」という。）は、この協定を遵守する義務を負うものとする。

(協定区域)

第5条 この協定区域は、別紙1の区域図のとおりとし、次に掲げる3区域とする。

- (1) 湯の香の杜（ゆのかのもり）
- (2) 潮の香通り（しおのかどおり）
- (3) 和み通り（なごみどおり）

(建築物に関する基準)

第6条 協定区域内の建築物の用途、規模及び位置等は次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 建築物の用途については、用途地域による建築物の用途制限、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法に基づき別紙2の用途の制限のとおりとする。
- (2) 建築物の外壁の面から道路境界線までの後退距離は、次に掲げる区分に応じそれぞれ定めるものとしなければならない。
 - ア 湯の香の杜：道路からの壁面後退距離は、道路境界より1.0m以内とする。
 - イ 潮の香通り及び和み通り：道路からの壁面後退距離は、道路境界より1.0m以上とする。
- (3) 屋根や外壁の基礎色は、街並みに統一感や落ち着きのある雰囲気を出出するために、次に掲げる色彩基準に適合しなければならない。
 - ア 湯の香の杜：屋根や外壁の色は、無彩色、茶系統の暖かみのある落ち着いた色彩とする。
 - ・色相：5R～5Y（赤、黄赤、黄系色相の茶系、ベージュ系、グレー系）
 - ・明度：3～8.5
 - ・彩度：6以下

イ 潮の香通り及び和み通り：屋根や外壁の色は無彩色、茶系統をなるべく使用し、街並みと調和した落ち着いた色彩とする。

・色相：全色相

0.1 R～5 Yの色相：明度3～8.5 彩度6以下

5.1 Y～10 Yの色相：明度3～8.5 彩度4以下

その他の色相：明度3～8.5 彩度2以下

無彩色は可

ただし、次に掲げる場合は適用しない。

・表面に着色しない素材を使用する場合

・見付面積*の10分の1未満の範囲内で外壁の強調色（アクセント色）とする場合

・他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合（航空法の規定による色彩等）

・その他必要と認める場合（歴史的・文化的事由により、社会通念上と認められているもの）

※見付面積：建物の垂直投影面積

(4) 建築物等の高さ（建設設備を含む。ただし避雷針を除く。）の最高限度は、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める数値以下でなければならない。

ア 湯の香の杜：15m以下とする。1階軒先の高さは周囲とバランスをとる。ただし、旅館については、周囲とのバランスをとり眺望を遮らない高さとする。

イ 潮の香通り：周囲とのバランスをとり、眺望を遮らない高さとする。

ウ 和み通り：13m以下とする。ただし、旅館、寺社仏閣は除く。

(5) その他

和風の要素を取り入れた外観に努める（瓦、ひさし、格子等）。

ア 湯の香の杜

・1階（店舗）は開放的で、灯りが外に漏れるような形態とするように努める。（ガラス、格子、障子等）

・鉄板（波トタン）、サイディングは出来るだけ使用しないように努める。

・建築物は出来るだけ和風様式とするように努める。

・旅館や商店の灯りは出来るだけ統一した色調とし、足元灯等により情緒ある夜間のそぞろ歩き空間の演出に努める。

イ 潮の香通り

旅館や商店の灯りは出来るだけ統一した色調とし、足元灯等により情緒ある夜間のそぞろ歩き空間の演出に努める。

ウ 和み通り

防犯性を高めるため、出来るだけ灯りが外に漏れるような形態とするように努める。（ガラス、格子、障子等）

（建物の外構等に関する基準）

第7条 協定区域内の道路に面する敷地内の緑化や工作物（垣又はさく）を建設する場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 湯の香の杜

垣、さく等は設置しない。

(2) 潮の香通り

ア 周辺の景観と調和したデザインとする。

イ 歩行者の妨げにならないように適正な維持管理に努める。

ウ 出来るだけ自然素材を使用し、レンガ、化粧ブロック等、これらに類するものを設ける場合は、

これらの高さを0.6m以下とする。ただし、メッシュフェンス、ブロック塀は避ける。

エ 高さ1.2m以下（基礎を含めた高さ）とする。ただし、住宅部分についてはその限りでない。

オ 垣、さくなどは道路境界より0.6m以上後退する。（後退部分で緑化に努める。）

(3) 和み通り

ア 周辺の景観と調和したデザインとする。

イ 歩行者の妨げにならないように適正な維持管理に努める。

ウ 出来るだけ自然素材を使用し、レンガ、化粧ブロック等、これらに類するものを設ける場合は、これらの高さを0.6m以下とする。

エ 高さ1.2m以下の生垣又は植栽、透視可能なフェンスに努める。

オ 垣、さくなどは道路境界より0.6m以上後退する。（道路境界より0.6mは歩行者の妨げになるものを設置しない。）

2 緑化は、次に掲げる基準によるものとし、協定者は、この協定の目的を実現するため、緑化に努め、潤いのある街並み景観の創出を図るものとする。

(1) 湯の香の杜

ア 壁面後退部分や入り込み空間など敷地内の空いた空間では、出来るだけ緑化に努める。ただし、歩行者の妨げにならないよう配慮する。

(2) 潮の香通り

ア 旅館や商店、住宅の前面は、出来るだけ緑化に努め、そぞろ歩きが楽しめるよう演出する。

イ 旅館や商店の前庭等を、住民及び観光客のふれあいの場として開放するとともに、ベンチやテーブル、のだて傘等を出来るだけ設置し、賑わい創出に努める。ただし、歩行者の妨げにならないよう配慮する。

(3) 和み通り

ア 道路境界から0.6m部分を除く敷地内で、出来るだけ緑化に努める。ただし、歩行者の妨げにならないよう配慮する。

3 建築設備等の設置制限は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 建築設備

建築設備は前面道路から見えないような位置となるよう工夫する。やむを得ず見えるものは目隠しを施すなど目立たないようにする。新築する場合は建築物との一体化に努める。

(2) 付属施設等

屋外階段、ベランダ等は、本体建築物と一体化する等、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。

(屋外広告物に関する基準)

第8条 屋外広告物は、色彩、装飾、大きさ等により良好な景観又は風致を損なわず、景観形成上、支障のないもので、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 広告物等の制限

自家用広告物、管理広告物、公共性の高い広告物に限る。ただし、広告物を集合化したもので、「いしかわエコサイン」として石川県知事に認定されたものを除く。

2 屋外広告物の形態は次に掲げる区分に応じ基準をそれぞれ定める。

(1) 湯の香の杜：和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮する。

ア 屋上広告物、自立広告物、突出広告物は設置しない。

イ 広告物の表示面積は1箇所あたり3㎡以内とし、1住所における全ての看板の表示面積の合計は5㎡以内とする。

ウ 置き看板は、高さ1.2m以下、表示面積の合計が1.2㎡以内とし、敷地内に設置する。ま

た、通行に支障がないよう配慮する。

(2) 潮の香通り：和風的な形態を基本に周辺の景観に配慮する。

ア 屋上広告物

- ・高さは7 m以下かつ建築物の高さの2 / 3以内とする。
- ・建築物1棟につき1個までとする。
- ・地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積とし、眺望景観を遮らない設置位置とする。

イ 自立広告物

- ・高さは7 m以下とし、周辺の建物の高さに配慮する。
- ・1住所の表示面積の合計は15 m²以内とする。
- ・1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。
- ・地域景観に配慮し、眺望景観を遮らない設置位置とする。

ウ 突出広告物

- ・外壁から突出する部分は1 m以内、地上から下端2.5 m以上、上端7 m以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。
- ・1住所の表示面積の合計は9 m²以内とする。

エ 置き看板

- ・高さは1.5 m以下とする。
- ・1住所の表示面積の合計は2 m²以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮する。

オ 壁面広告物

- ・1住所の表示面積の合計は15 m²以内とする。

(3) 和み通り：和風的な形態を基本に景観に配慮する。

ア 屋上広告物

- ・高さは7 m以下かつ建築物の高さの2 / 3以内とする。
- ・建築物1棟につき1個までとする。
- ・地域景観に配慮し、必要最小限の表示面積とし、眺望景観を遮らない設置位置とする。

イ 自立広告物

- ・高さは5 m以下とし、周辺の建物の高さに配慮する。
- ・表示面積は1面5 m²以内、1住所の合計は10 m²以内とする。
- ・1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。
- ・地域景観に配慮し、眺望景観を遮らない設置位置とする。

ウ 突出広告物

- ・外壁から突出する部分は0.6 m以内、地上から下端4 m以上、上端5 m以下とする。ただし、道路境界を越えて設置しない。
- ・1住所に1基とする。ただし、地域で統一したデザインの看板を設ける場合は2基まで設置してよいものとする。

エ 置き看板

- ・高さは1.5 m以下とする。
- ・1住所の表示面積の合計は2 m²以内とし、敷地内に設置する。また、通行に支障がないよう配慮する。

オ 壁面広告物

- ・表示面積は1面2 m²以内とし、1住所の合計は5 m²以内とする。

・街並み景観に配慮した素材やデザインに統一する。

カ 1住所における全ての看板の表示面積の合計は15㎡以内とする。

3 屋外広告物の色彩を次に掲げる区分に応じ基準をそれぞれ定める。

(1) 湯の香の杜

ア 景観に配慮し、原色は避け落ち着いた色調とする。

イ 地色は、色相Y（黄）、YR（黄赤）の彩度は10以下、その他の色相は彩度8以下とする。

ウ 伝統的な色彩(石川県のエコサイン推奨色)は使用可とする。

(2) 潮の香通り

ア 景観に配慮し、原色は避け落ち着いた色調とし、組合せや色彩面積を考慮する。

イ 地色は、色相Y（黄）、YR（黄赤）の彩度は6以下、その他の色相は彩度4以下とする。

ウ 伝統的な色彩(石川県のエコサイン推奨色)は使用可とする。

(3) 和み通り

ア 景観に配慮し、原色は避け落ち着いた色調とする。

イ 地色は、色相Y（黄）、YR（黄赤）の彩度は6以下、その他の色相は彩度4以下とする。

ウ 伝統的な色彩(石川県のエコサイン推奨色)は使用可とする。

4 看板照明は、次に掲げる基準を定める。

ア 内照式とする場合は、あんどん風や電球色とする。

イ 外照式とする場合は、景観に充分配慮した工夫をする。

ウ 発光式・反射式の素材、点滅灯・回転灯、ネオンサイン、電光掲示板等は設置しない。

5 その他

(1) 湯の香の杜

ア 個性を出しながらも自己主張しすぎないよう街並みの景観に配慮する。

イ 素材は出来るだけ自然材料（布、木、石、銅、鋳鉄等）を利用し、建築物や街並みの景観に同調したデザインとする。

(2) 潮の香通り

ア 個性を出しながらも自己主張しすぎないよう街並みの景観に配慮する。

イ 素材は出来るだけ自然材料（布、木、石、銅、鋳鉄等）を利用し、建築物や街並みの景観に同調したデザインとする。

ウ 旅館及び店舗の前面には、なるべく街並みに配慮した統一感ある素材やデザインの看板を設置し、お客様に位置が分かりやすいよう工夫する。

(3) 和み通り

ア 旅館及び店舗の前面には、なるべく街並みに配慮した統一感ある素材やデザインの看板を設置し、お客様に位置が分かりやすいよう工夫する。

(その他施設)

第9条 その他施設は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 湯の香の杜

ア 自動販売機は、屋外に設置しない。

イ 駐車場や空き地は、植栽又は修景された塀や生け垣で囲むものとする。防犯性に配慮し、生け垣などの高さは1.2m以下とし、透視性の確保に努める。

(2) 潮の香通り

ア 自動販売機は、屋外に設置しない。

イ 駐車場や空き地は、植栽又は修景された塀や生け垣で囲むものとする。防犯性に配慮し、生け垣などの高さは1.2m以下とし、透視性の確保に努める。また海が見える眺望に配慮する。

(3) 和み通り

ア 自動販売機は、屋外に設置しない。

(景観協定の運営)

第10条 この協定の運営は、七尾市和倉地区景観協定運営委員会規約に基づき行うものとする。

2 前項の規約は、七尾市和倉地区景観協定運営委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

(委員会の承認)

第11条 協定者は、あらかじめ、建築物の新築等又は工作物の新設等、若しくは、開発行為又は土地の形質の変更等の行為をしようとする場合は、その規模に関わらず全ての行為において、別紙3に定める図書を委員会に提出し、その承認を得なければならない。

(違反した場合の措置)

第12条 委員会は、この協定に違反した者があったときは、協定者に対し、景観法第16条第3項の規定に準じ、勧告することとし、文書をもって相当の猶予期間を付して当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを請求しなければならない。

2 協定者は、前項の請求があった場合においては、遅滞なくこれに従わなければならない。

(所有者権及び借地権の移転)

第13条 協定者は、所有者権及び借地権を移転するときは、相手方にこの協定について伝えなければならない。

(効力の継承)

第14条 この協定は、効力を発することとなった日以降において、土地所有者等になった者に対しても、景観法第86条の規定に基づき、協定区域内の土地所有者等となった者へ継承する。

(協定の変更又は廃止)

第15条 この協定を変更しようとする場合は、協定者全員の合意によらなければならない。ただし、法改正等による変更についてはこの限りではない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、景観法第83条第3項に規定する七尾市長の認可公告のあった日から20年間とする。ただし、期間満了前に協定の廃止の手続きを行わない場合は、さらに10年間延長されるものとし、以後も同様とする。

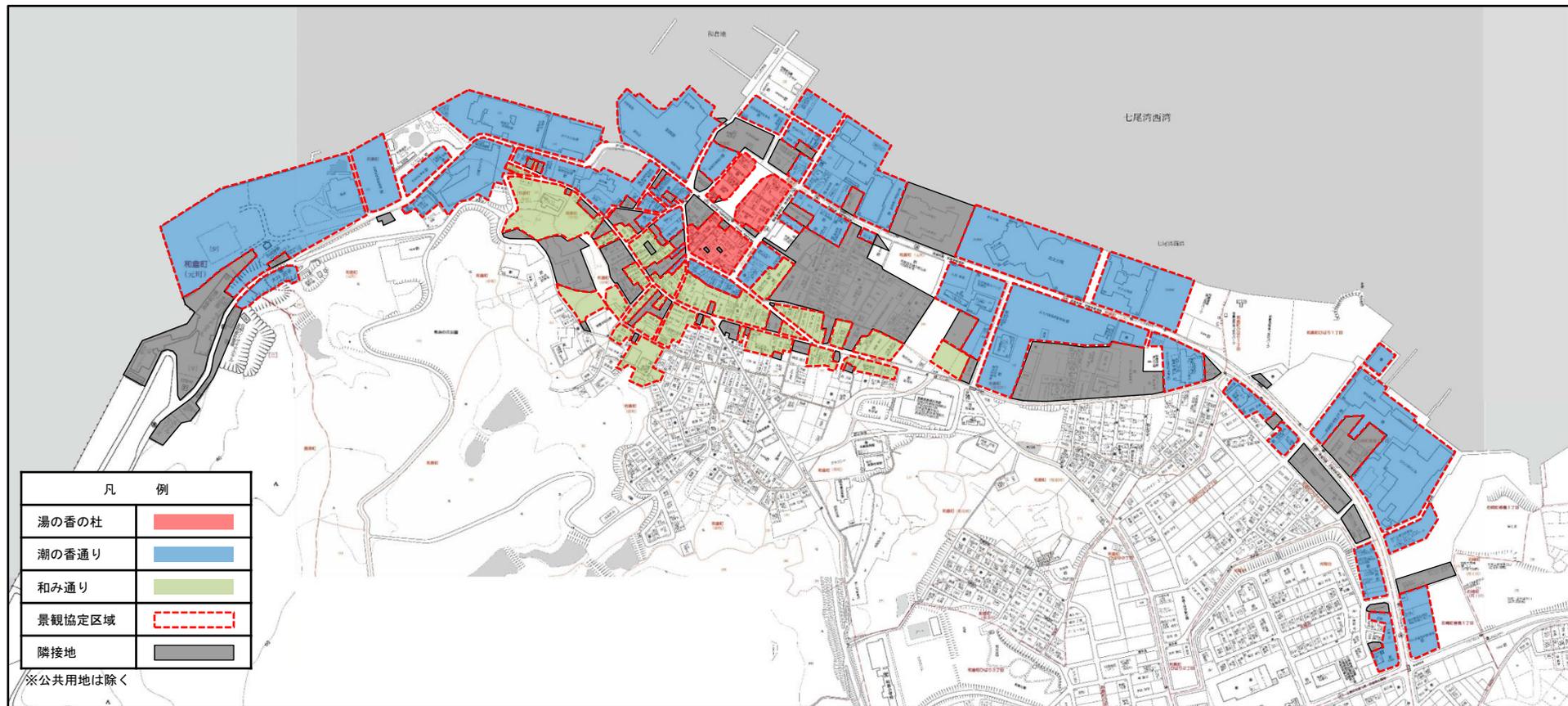
2 第12条の規定は、有効期間満了後もなお効力を有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から施行する。

七尾市和倉地区景観協定区域図

令和元年6月25日現在



別紙2(第6条関係)

建築物の用途制限

和倉らしく格式と温泉情緒ある雰囲気創出や、秩序ある街並み形成を目指し、以下のように建物の用途を制限します。

※その他、用途地域による用途制限や自然公園法による制限あり

| 用途地域内の建築物の用途制限 | | 湯の香の杜 | 潮の香通り | 和み通り | |
|--|--|--|-------|------|---|
| 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 | | ○ | ○ | ○ | |
| 兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの | | ○ | ○ | ○ | |
| 等 店 舗 | 店舗等の床面積が3,000㎡以下のもの | ○ | ○ | ○ | |
| | 店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの | ○ | ○ | ○*1 | |
| 所 事 務 等 | 事務所等の床面積が3,000㎡以下のもの | ○ | ○ | ○ | |
| | 事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの | ○ | ○ | ○*1 | |
| ホテル、旅館 | | ○ | ○ | ○ | |
| 遊 戯 施 設 ・ 風 俗 施 設 | ボウリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 | × | × | × | |
| | カラオケボックス等 | ○ | ○ | ○*1 | |
| | 射的場 | ○ | × | × | |
| | 馬券・車券発売所等 | × | × | × | |
| | 劇場、映画館、演芸場、観覧場 | ○ | ○ | × | |
| | 風俗営業 等の規制及び業務の適 正化等に関する法律第2条1項) | 1号営業 - キャバレー、料理店、カフェ | ○ | ○ | × |
| | | 2号営業 - 低照度飲食店(10ルクス以下) | ○ | ○ | × |
| | | 3号営業 - 区画席飲食店(カップル喫茶) | × | × | × |
| | | 4号営業 - マージャン店・パチンコ店等 | × | × | × |
| | | 5号営業 - ゲームセンター等 | × | × | × |
| | 特定遊興飲食店営業 (風営法第2条11項) | ナイトクラブ(10ルクス超) 深夜・遊興・飲酒の3要素の全てを満たす営業(公安委員会の許可が必要) | ○ | ○ | × |
| | 店舗型性風俗特殊営業 (風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律第2条6項) | 1号営業 - ソープランド | × | × | × |
| | | 2号営業 - 店舗型ファッションヘルス | × | × | × |
| | | 3号営業 - ストリップ劇場、ポルノ映画館等 | × | × | × |
| | | 4号営業 - ラブホテル等 | × | × | × |
| 5号営業 - アダルトショップ・個室ビデオ等 | | × | × | × | |
| 6号営業 - その他 | | × | × | × | |
| 病 院 ・ 公 共 施 設 ・ 学 校 等 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校 | × | ○ | ○ | |
| | 大学、高等専門学校、専修学校等 | × | ○ | ○ | |
| | 図書館等 | × | ○ | ○ | |
| | 巡査派出所、一定規模以下の郵便局等 | ○ | ○ | ○ | |
| | 神社、寺院、教会等 | × | ○ | ○ | |
| | 病院 | × | ○ | ○ | |
| | 公衆浴場 | ○ | ○ | ○ | |
| | 診療所、保育所等 | × | ○ | ○ | |
| | 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 | × | ○ | ○ | |
| | 老人福祉センター、児童厚生施設等 | × | ○ | ○ | |
| | 自動車教習所 | × | × | × | |
| | 葬儀場 | × | × | × | |
| | 単独車庫(附属車庫は除く) | × | ○ | ○ | |
| 工 場 ・ 倉 庫 等 | 単独車庫(附属車庫は除く) | × | ○ | ○ | |
| | 建築物附属自動車車庫 | × | ○ | ○ | |
| | 倉庫業倉庫 | × | × | × | |
| | 畜舎(15㎡を超えるもの) | × | × | × | |
| | パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下 | ○ | ○ | ○ | |
| | 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場 | × | × | × | |
| | 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 | × | × | × | |
| | 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 | × | × | × | |
| | 危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 | × | × | × | |
| | 自動車修理工場 | × | × | × | |
| | 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量 | 量が非常に少ない施設 | × | × | × |
| 量が少ない施設 | | × | × | × | |
| 量がやや多い施設 | | × | × | × | |
| 量が多い施設 | | × | × | × | |
| ガソリンスタンド | × | × | × | | |
| 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等 | | × | × | × | |

本表は概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

*1 一部制限のかかる地域があるので七尾市に確認が必要となります。

*2 旅館内に設置されるものを除く。

※良好な住環境の保全と健全な市街地の形成を図るため、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の事務所等の開設を禁止する。

届出に必要な提出書類

| 行為の種類 | 図 書 | | |
|--|--|--|---|
| | 種 類 | 規 格 | 図書に記載する内容 |
| ・建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号) ・工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備除く)、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの、擁壁、乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設、メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設、自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設 | 景観形成基準チェックシート | 別に定める様式 | 七尾市和倉地区景観協定に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの |
| | 周辺見取図 | 縮尺2,500分の1以上 | 1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置 |
| | 配置図 | 縮尺100分の1以上 | 1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあつては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向 |
| | 立面図 | 縮尺50分の1以上 | 1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩(マンセル表色見本等により具体的に示したもの。) |
| 現況写真等 | 右欄の1は、カラー写真 同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等 | 1 行為の場所及びその周辺の状況(2方向以上) 2 行為後の状況(完成予想図) | |
| ・開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの) ・土地の形質の変更(七尾市景観条例施行規則第7条に掲げる行為) | 景観形成基準チェックシート | 別に定める様式 | 七尾市和倉地区景観協定に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの |
| | 周辺見取図 | 縮尺2,500分の1以上 | 1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置 |
| | 現況図 | 縮尺2,500分の1以上 | 1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向 |
| | 計画平面図 | 縮尺100分の1以上 | 1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 |
| | 断面図 | 縮尺100分の1以上 | 行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面 |
| | 現況写真等 | 右欄の1は、カラー写真 同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等 | 1 行為の場所及びその周辺の状況(2方向以上) 2 行為後の状況(完成予想図) |

備考 行為の規模が大きいため図書の規格の欄に定める規格の図書によって適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、委員長が適切と認める規格の図面をもって、これらの図面に替えることができる。